

ながさきの半島とは

半島振興法 昭和60年制定。以後10年間ごとに延長。平成27年4月に第3次の改正延長。

第1条

この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域の定住の促進を図り、合せて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。



半島振興計画 (平成28年2月)

北松浦地域 半島振興計画 (長崎県・佐賀県)

- 西九州自動車道など幹線道路の整備
- 企業誘致の推進と既存企業の強化育成
- 松浦鉄道などの2次交通を活用した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産などを巡る広域周遊ルート形成
- 救急医療等の確保及び持続可能な医療提供体制の構築

東松浦地域 半島振興計画 (長崎県・佐賀県)

- 呼子のイカや鷹島のトラフグなど水産加工業の育成
- 海底遺跡として国内初の国史跡に指定された「鷹島神崎遺跡」の保存・活用を図るための環境整備、発掘調査の推進

半島の役割

- 憩い・癒しの場
- 次代を担う人づくりの場
- 農林水産物生産・供給の場

西彼杵地域 半島振興計画 (長崎県)

- 地域高規格道路「西彼杵道路」の整備促進
- 海洋エネルギー分野における潮流発電システムのモデル構築
- 「明治日本の産業革命遺産」と「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産を活用した観光客受入体制の整備
- 豊かな自然観光や農林水産物等を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどによる都市部との交流促進

島原地域 半島振興計画 (長崎県)

- 地域高規格道路「島原道路」の整備及び「島原・天草・長島連絡道路」の計画道路への早期実現
- 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)開業を見据えた2次交通対策にかかる半島周遊の交通ネットワークづくり
- 「島原半島世界ジオパーク」や「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産を活用した周遊ルートの構築
- 基幹産業の農業振興のため、収益性の向上、農業後継者や新規就農者の確保